

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

(1) 大学・学科の設置理念

①大学

中京大学は、梅村学園の建学の精神に立ちつつ、研究と教育に邁進し、社会の多様な課題に挑んで、その健全な発展に貢献するよう努める。本学は、大学の使命が研究と教育に存することに鑑み、学術の研鑽に尽力するとともに、優秀な人材の育成に努力する。この両者を分断させることなく、密接な連携を保ちながら、研究と教育を高い次元で調和させてゆく。建学の精神にいう、「学術の場では学術の研鑽とともに、ジェントルマンシップ、レディシップを醸成陶冶する」は、この理想的な調和を成し遂げてこそ、達成されるものと信じる。本学は、また独自の使命として、学術とスポーツの調和をめざす。スポーツは肉体を鍛え、技を競うものとして発展したが、その過程で、競技力の向上にとどまらず、人間の全人的成長に必須な普遍的精神をも醸成してきた。建学の精神に謳われるスポーツマンシップの四大綱には、規範を遵守し、他者と協働しつつ、社会の発展に貢献してゆくための、抛るべき指針が明確に示されている。本学は、このスポーツマンシップを学術と結び合わせて、自由にして闊達な調和の道を追求してゆく。本学は、研究と教育を調和させ、さらに学術とスポーツを調和させた、躍動的で真剣味あふれる学びの殿堂でありたいと願う。ここでいう調和とは、単に二つのものを釣り合わせるだけでなく、両者を止揚し、より高次のものへ発展させてゆく、創造的調和を意味する。ここに本学は、この創造的調和を旗じるしとして不断に前進し、多様で豊かな学術成果を生み出すとともに、社会に貢献できる優れた人材を輩出してゆくことを宣言する。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

【日本語日本文学専攻】

長い歴史を持つ日本文学や日本語に関する広範な知識及び本文読解能力を有し、日本の伝統文化の本質を明確に自覚・継承して後代や他者に伝えてゆく者として、あるいはメディアや実地調査等に基づいて現代の文学・言語に関わる諸問題を分析し、解決策を立案できる者として、学校教育、行政機関、企業、社会教育施設、出版及び国際交流の場等において、指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。

学生に、以下に掲げる能力等を修得させることを教育研究上の目的とする。

1. 日本文学や日本語に関する高度かつ体系的な知識
2. 古今の文学作品の読解力や優れた日本語運用能力を活かして、対外的なコミュニケーションやプレゼンテーションを適切かつ積極的に行う能力
3. 豊かな日本の文化遺産に敬意を払いつつ、それらを後代の者や他者に伝えてゆく技術
4. グローバル化した高度情報社会が直面する文学及び言語に関わる諸問題を実証的に分析し、その解決策を立案する能力

【言語文化専攻】

複言語・複文化主義の見地に立ち、特定の言語・地域・時代に捉われることなく、広く言語文化の多様性と普遍性に対する理解を深め、高度で深遠な専門知識と広範な教養を持つ人材を養成する。特に多様な文化的価値観が混在する現代のグローバルな社会状況において、複数の言語運用能力とその背景となる多様な文化的・歴史的知見に基づき、人間社会の根幹を形成する種々の言語文化活動を対象として、今日の社会の諸問題について深く考察し研究を行うことができる自立的な言語・文化・歴史研究の研究者、初等中等及び高等教育機関における語学の教育者を養成する。

学生に、以下に掲げる能力等を修得させることを教育研究上の目的とする。

1. 学際的見地及び科学的・学問的な立場から、言語文化の諸領域を横断的に俯瞰できる知識と技能（広い視野に立った豊かな学識）
2. 世界の多様な言語文化の特色と普遍性を深く理解し、体系的な知識と幅広い教養に基づき、独創的な研究を行う能力（専攻分野における研究能力）
3. 英語及びその他の外国語の高度な運用能力(複言語能力)を備え、それを専門分野の研究・職業に役立てる実践的能力（高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力）

【歴史文化専攻】

日本の歴史文化を中心とした広範な専門知識及び史資料読解力を有し、その知識・能力をもって史資料や史跡を今の時代に活用し、次世代へ向けて保存・管理する者として、あるいは広く歴史や伝統を踏まえた地域社会の発展を推進する者として、博物館その他の社会教育、自治体史編纂、まちづくり、学校教育、出版及び観光等の場において、グローバルな視野に立ちながら指導的な立場で活躍できる人材を養成する。

学生に、以下に掲げる能力等を修得させることを教育研究上の目的とする。

1. 日本の歴史や文化に関する体系的な知識
2. 現代の高度情報社会・ボーダレス社会が直面する諸問題を、歴史的な視点から実証的に分析し、その解決策を立案する能力
3. 古文書や史資料の読解力や優れた日本語運用能力を活かして、対外的なコミュニケーションやプレゼンテーションを適切かつ積極的に行う能力
4. 豊かな日本の歴史・文化遺産に敬意を払いつつ、それらを保存し、後代の者や他者に伝えてゆく技術

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

中京大学は、1954年（昭和29年）に短期大学（商科）として発足した。教職課程は、本学が4年制大学となった1956年（昭和31年）の翌年である1957年（昭和32年）に認可された。本学は10学部（文、国際、心理、現代社会、法、経済、経営、総合政策、工、スポーツ科）を擁する総合大学として、すべての学部で教職課程を置き教員の養成を行っている。現在、毎年300名ほどの学生が教職課程を履修し、合計約500件の教員免許状を取得している。特にスポーツ科学部は、前身の体育学部から、保健体育科教員を輩出する全国有数の学部である。大学全体としては、保健体育科を中心に教員採用枠が少なかった時代においても毎年数十名、採用枠が拡大された近年に至っては毎年200名近くの卒業生を教員として教育現場に送り出している。また、養成する人材像に学校教員を掲げる3研究科（人文社会科学、心理学、スポーツ科学）において教職課程を設置し、専修免許取得まで研鑽を積みたいという学生に対して学習機会を整えている。

本学の建学の精神は、1923年（大正12年）に、学校法人梅村学園の母体である中京商業学校の設立にあたり、創立者の梅村清光が掲げた理念、「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」である。スポーツマンシップという言葉に象徴される陶冶の大綱として、「ルールを守る」「ベストを尽くす」「チームワークをつくる」「相手に敬意をもつ」の4点が掲げられている。学術を極めると同時に、家庭人として、社会人として、国民としての人のあり方を追究することを求めた精神がここにあり、同時に本学が求める社会のあり方もここに集約されているのである。

平和で民主的な国家、社会を築くにあたり教育の果たす役割は極めて大きい。戦後の教員養成の原則、すなわち大学での教員養成を重要な軸とする開放制教員養成の理念に沿って、本学が教員養成の役割の一端を担うことは、建学の精神から言って当然の帰結であった。教員に求められる素養としては次のような事項をあげることができ、本学の建学の精神の理念と見事に整合性をもつと考えられる。

- ①教育の役割を理解し、教育に対する強い情熱と使命感、さらに、子どもの人格を尊重する態度と、深い愛情をもっていること。
- ②よりよい教育実践をつくるため、向上心を持ち、より高い自分自身を追究する自己研鑽への態度をもっていること。
- ③学問を尊重する態度を持ち、専門領域について訓練を受け、適切な教材準備ができるだけの学術的力量を備えていること。
- ④的確な生徒理解に通じる対人的共感性を備えていると同時に、子どもを取り巻く環境への確かな認識をもっていること。
また生徒集団への支援や管理の力をもっていること。
- ⑤学校という組織の一員として必要な対人関係能力や役割意識を備え、協力して組織運営に携わる力をもっていること。
- ⑥グローバルな視野を持ち、国際社会における日本の役割、個人の役割についての認識を持ち、コミュニケーション能力を発揮して、地球全体の幸福を志向した社会貢献が可能な力を備えていること。

以上の素養をもつ教員を養成する環境として、前述の建学の精神を掲げ、かつ多様な10学部を擁する本学は望ましい条件を備えていると考えられる。それは単に大学における多様性が醸す雰囲気や豊かであることだけでなく、多様な学問を専攻す

る仲間との実際的な交流が可能な環境だからである。活発な部活動、サークル活動、さらには日常の会話・交流が、学生の経験の幅を大きく広げ、それはまた教師としてもつべき視野の広さ、視点の多様性の獲得に貢献する。

本学は、少子化の波が打ち寄せている日本の大学において、学生の学力的側面の向上が見られ、学生同士のかかわり合いも年々質の高いものとなってきている。また、中京大学附属中京高等学校にも同様の傾向があり、それを支える授業実践の工夫が重ねられており、教職をめざす学生にとって貴重な学びの場となっている。

本学では、各学部、学科が教員養成の責任をもつことで、専門領域の充実した教育を提供している。また、教職に関係する科目については独自の教員組織をもち、一貫性と統合性のある教育を可能にしている。さらに、各学部と教職関係科目の担当組織は教職センターによって全学的に統括され、実質的かつ具体的な取組の検討を重ね教職教育の不断の調整と改革を行っている。この組織が、実態として有効に機能しており、教育環境の変化に対しても、機敏に対応することを可能にしている。また、教職課程を担当する教員の能力においては、十分考慮しており、学問的にも実践的にも学校教育に対して見識をもつ教員を採用している。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

【日本語日本文学専攻】

中学校学習指導要領第2章「各教科」第1節「国語」の「第1 目標」、及び高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第1節「国語」の「第1款 目標」には、「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に（高等学校では「的確に」）理解し適切に（高等学校では「効果的に」）表現する資質・能力を」育成するとあり、これらの指導を行う者（国語科教員）に求められる知識・素養は、前述の本専攻修士課程の教育研究上の目的で目指すものと同等であると考え。また、書と文学大いに関わりを持つため、書道の指導を行う者にも同様の知識・素養が求められると考える。高等学校学習指導要領第2章第7節「第術」の「第2款 各科目」のうち「書道」に関わる各科目の目標には「書に関する見方・考え方を働かせ」、「書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を」育成するとある。これらの指導を行う者（書道科教員）に求められる知識・素養は、前述の本専攻修士課程の教育研究上の目的で目指すものと同等であると考え。

このように、日本語日本文学専攻が教育研究上の目的とするところと、学習指導要領に示された各教科・各科目の目標とは、相当程度の親和性を持っている。そうした親和性の上で、教科指導において扱う教材に精通した人材を育成することによって、中等教育を担う人材の育成に寄与したい。本専攻設置の基盤となる現行の日本文学・日本語文化専攻を修了して教育職員免許状を取得した者の多くは、教職に就き、国語ならびに書道の教育に携わっている。本専攻設置以降もそれが継続されるようにする計画である。

【言語文化専攻】

言語文化専攻は、複言語・複文化主義の見地に立ち、特定の言語や地域・時代に捉われることなく、広く言語文化の多様性と普遍性に対する理解を深め、高度で深遠な専門知識と広範な教養を持つ材を養成する。特に多様な文化的価値観が混在する現代のグローバルな社会状況において、複数の言語運用能力と、その背景となる多様な文化的・歴史的知見に基づき、人間社会の根幹を形成する種々の言語文化活動を対象として、今日の社会の諸問題について深く考察し研究を行うことができる自律的な言語・文化・歴史研究の研究者、初等中等および高等教育機関における語学の教育者を養成する。とりわけ言語文化専攻においては、単に外国語の運用能力を涵養するだけでなく、グローバル化が進む世界にあって「英語圏」及び「世界の諸言語圏」の現状を俯瞰しながら、英語や英語圏文化の本質と現代的役割を深く理解し、それを教育現場に還元できる人材の育成を目的とする。

そのために、自律的に自己啓発を継続し、多元的なものの見方を養いながら、国際社会で自立して生きていく姿勢のある教員の養成を目標とする。研究指導においても、高度の知識、技術の習得を求めつつ、自主性を重んじながら、究めんとする学問に最後まで主体的に向き合わせることに留意する。

【歴史文化専攻】

歴史文化専攻は、人材養成の理念として、史資料の読解力を身につけ、古文書読解のスキルを現代に活かすことで、教育その他の場面において「指導的立場」で活躍できる人材の養成を目指している。さらに、学生が学修し達成すべき目標の1

つに、「歴史の専門知識と古文書や史資料の読解力を活かして歴史研究を行い、その成果を社会に正しく発信することができる」、つまり、歴史と社会あるいは歴史と市民の媒介者となる能力を修得することを掲げている。カリキュラムにおいては、開講科目の大多数を日本の歴史文化各分野の「史（資）料研究」としている。歴史像を構成する諸情報のもともとの起源たる史資料に遡り、徹底してそれを検証するスキル修得は、本専攻における学修を強く特徴づけるものである。そうした専攻特性によって保証された、日本の歴史文化への高度かつ専門的な知識を有する修士生の有力な職業分野の1つとして、学校教員を想定している。

学習指導要領には、中学校社会科の目標のうちに「調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」とある。また同じく、高等学校地理歴史科の各科目の目標においては「調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」などと示されている。

また中学校社会科の目標のうちに「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に」理解させる、また同じく、高等学校地理歴史科の各科目の目標においても日本史を「世界の歴史と関連付けて総合的に考察させる」ことや、「国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う」等々、世界史・国際社会のなかでの日本および日本史を捉えることが掲げられている。この点に関して、「世界史特論Ⅰ・Ⅱ」を配置している。

こうした中学校・高等学校教育における社会科・地理歴史科がめざすところと、上述の本専攻学修の特徴は深く通じている。本専攻は、史資料の読解力を身につけることによって歴史的思考力を培い、それによって鍛えられる史実探索能力によってもたらされるところの高度な歴史知識をもってして、中等教育の場での主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）を担いうる人材の要請に寄与せんとするものである。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

【日本語日本文学専攻】

日本語日本文学専攻のディプロマ・ポリシーの前半は、まさに学校教育の場を念頭に置いたものである。中学校・高等学校の教員は、学部教育の上に、さらに高度な日本語、日本文学に関する知識と能力を身につけた者が、それを十全に発揮できる職業として最適なものである。教員養成課程の設置は、本専攻に進学を希望する学生のニーズにかなう必要不可欠なものであると考える。

《中学校教諭専修免許状：国語の設置趣旨》

中学校学習指導要領第2章「各教科」第1節「国語」の「第1 目標」には、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す」として、具体的な目標が掲げられている。学習指導の内容については、「第2 各学年の目標及び内容」において、各学年とも【知識及び技能】では、「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の3つに分けられ、第3の項目の中には「書写に関する事項」も指導することとされている。さらに【思考力、判断力、表現力等】では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3つについて指導することとされる。

「国語」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本語日本文学専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本語、日本文学について専門的に扱うものであり、中学校教諭専修免許状（国語）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

《高等学校教諭専修免許状：国語の設置趣旨》

高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第1節「国語」の「第1款 目標」には、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す」として、具体的な目標が掲げられている。高等学校国語には、「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探求」の各科目があるが、「各学科に共通する必修科目」は「現代の国語」及び「言語文化」である。学習指導の内容については、「現代の国語」では、【知識及び技能】で「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の3項目、さらに【思考力、判断力、表現力等】では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3項目について指導することとされる。また「言語文化」では、【知識及び技能】で「言葉の特徴や使い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の2項目、さらに【思考力、判断力、表現力等】では、

「A 書くこと」「B 読むこと」の2項目について指導することとされる。

「国語」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本語日本文学専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本語、日本文学について専門的に扱うものであり、高等学校教諭専修免許状（国語）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

《高等学校教諭専修免許状：書道の設置趣旨》

高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第7節「芸術」「第10 書道I」の「1 目標」には、「書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す」として、具体的な目標が掲げられている。「第11 書道II」「第12 書道III」の目標は、これを発展させたものである。また「第10 書道I」の内容は、「A 表現」で、「(1) 漢字仮名交じりの書」「(2) 漢字の書」「(3) 仮名の書」が示され、その書写能力、表現能力が求められている。「B 鑑賞」で、「(ア) 作品の価値とその根拠」「(イ) 生活や社会における書の効用」について考え、書よさや美しさを味わって捉えること、「(ア) 線質、字形、構成等の要素と表現効果や風趣との関わり」「(イ) 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化」「(ウ) 漢字の書体の変遷、仮名の成立等」「書の伝統的な鑑賞の方法や形態」について理解することが求められている。「第11 書道II」「第12 書道III」の「A 表現」「B 鑑賞」に関する資質能力は、この延長線上にあるものである。

「書道」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本語日本文学専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本語、日本文学について専門的に扱うものであり、高等学校教諭専修免許状（書道）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

【言語文化専攻】

言語文化専攻は国際学部言語文化学科の上位機関として位置付けられているためおり、主として「言語学」、「複言語・複文化学」「英語学」及び「英語圏文学・文化学」を学修した学生が入学することを想定している。本専攻はこれらの学生に対し、より幅広く、より深く、体系的に、各専門分野について学修できる課程を実現している。こうした体制下で教職課程を開設することにより、グローバル化が加速する現代の要請に即応できる高い知識と素養、そして学習指導能力を有する人材を育成することになると考える。また、本専攻は現代的視点に立った国際人の育成を目標とし、時代の変化に柔軟に対応できる、真に国際性を持った教員を輩出することによって、教育界に対し、これまでにない有為な人材を提供できるものとする。

《中学校教諭専修免許状：英語の設置趣旨》

本専攻においては、英語や英語圏文化に関する高度の専門知識を習得させるだけでなく、複文化・副言語主義の理念に従い、あらゆる言語や文化を偏向なく受容する姿勢を身に付けさせる。これらは、中学校学習指導要領外国語科の目標（「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。」）と合致するものである。さらに、ネイティブ・スピーカーによる授業を含め、実践的英語運用力を高めることに重点をおいているが、これは、初歩的な英語を用いてコミュニケーションさせることを重視している中学校学習指導要領の英語における目標（第9節第2）を達成するにあたり、重要な教師としての能力である。前述等に鑑み、本専攻の教育課程の延長上に中学校教諭が見据えられるのは明白であり、とりわけ学習指導要領が目標とする教育の達成に本専攻の卒業生が寄与できるものとする。

《高等学校教諭専修免許状：英語の設置趣旨》

高等学校学習指導要領は、外国語科の目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」としている。本専攻の教育課程においては英語や英語圏文化、延いては世界の諸言語文化に対する体系的理解を促進する科目を多数用意している。これらは教壇における説明力に繋がるものであり、生徒の「的確な理解」や「適切に伝える」能力の育成に大いに寄与するものとする。また、中学校に引き続き掲げられた「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深める」態度の育成についても、本専攻の各専門分野を通じた英語全般に対する学問的理解を発揮することで、高校生に相応しい理解を促進する授業を展開できるものとする。前述等に鑑み、本専攻の卒業生が高校教育界に貢献でき、本専攻に高等学校教諭専修免許状の取得課程を設置することは、本専攻の社会に対する貢献の重要な柱であるとする。

【歴史文化専攻】

歴史文化専攻では、学修の達成目標の1つとして、「史資料や史跡を大切に保存・活用し、過去の歴史を未来に伝達・継承する自覚と技術を有している」を掲げている。また、研究科共通の学修の達成目標の1つとして、「グローバルな視野をもち、国際社会における日本の役割、個人の役割についての認識をもち、コミュニケーション能力を発揮して、地球全体の幸福を志向した社会貢献が可能な力を備えていること」を掲げている。

本専攻における、我が国を中心とした歴史文化に関する学びは、それ自身がすでに自国の歴史文化を継承する行為である。本専攻の達成目標においては、学生が修得したところの、過去に関する高度な知識を、未来（次世代）に継承していく自覚と世界的な視野に立つことを求めている。本専攻が修了後の有力な進路の1つとして教育分野を想定する趣旨はまさにこの点にあり、「過去の歴史を未来に伝達・継承する」という崇高な使命をはたすのにもっともふさわしい場の1つが中等教育となる。また、修得が見込まれるコミュニケーションやプレゼンテーションを適切かつ積極的におこなう能力や意欲は、中等教育の場における主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）による生徒の学びの指導に活かされる。

本専攻の教育課程に「歴史研究と歴史教育」「歴史科教育特論」「歴史科教育演習」という科目を設ける。これは、大学院で学ぶ最先端の歴史研究の成果と中等教育の場における歴史教育のあり方との相互関係について、教育実践例を中心に研究する科目である。修了後に教員を志望する学生に対しては、履修モデルに沿って必ず履修するよう指導し、課程修了の成果を中等教育の場に齟齬なく活かしていく備えとする。

《中学校教諭専修免許状：社会の設置趣旨》

本専攻の教育課程は、日本史学及び日本民俗学を研究する内容である。中学校教諭1種免許状社会科の教科に関する教育の根拠となる諸学問のうちの「日本史及び外国史」に関し、特に日本史分野の専門的知識を備えた中学校教諭を養成する。

平成29年の中学校学習指導要領改訂にあたって「社会科改訂の基本的な考え方」として掲げられている3項目のうち、(ウ)は「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」を述べており、この項の解説では「伝統と文化を尊重」することや宗教に関する一般的な教養にも触れている。本専攻の教育課程には、日本史の各時代のほか、地域社会の伝統と文化を学び研究するための日本民俗学の講義と演習、宗教に対する知識を踏まえた「日本思想史」を学び研究する講義と演習を設けており、先の改訂趣旨に沿った教員養成に貢献できる。また、本専攻では、学修の達成目標の1つとして、「歴史研究の成果を社会に還元し、（中略）地域社会の一翼を担う主体性を身につけていること」を掲げている。これは、「社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習」の指導をおこなう中学校教員の資質形成にも通じるところであり、課程において同じ方向を向きながら、修了後に教員を志望する学生を指導できる。

《高等学校教諭専修免許状：地理・歴史の設置趣旨》

本専攻の教育課程は、日本史学及び日本民俗学を研究する内容である。高等学校教諭1種免許状地理歴史科の教科に関する教育の根拠となる諸学問（免許法施行規則に定める科目区分）のうちの「日本史」に対応し、とくに日本史分野の専門的知識を備えた高等学校教諭を養成する。

高等学校学習指導要領における地理歴史科の目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民的資質・能力」を育成することであり、「現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」としている。

本専攻の教育課程に置かれる演習科目である、日本史の各時代、「日本思想史」、ならびに「地域社会の伝統と文化」に関する史資料研究科目は、まさしく資料を活用して課題又は主題を追究する実践の場である。「グローバル化する国際社会」のなかで、「世界の歴史の展開に関して理解する」ために、「世界史特論Ⅰ・Ⅱ」を配置している。さらに、日本近現代史に関する学修の機会を厚くし、現代的な課題に対応できる知識を身につけていくことを目指している。過去の史資料に遡りつつ、専門的知識と技能を修得する本専攻の教育課程には、「専門的な知識、概念や技能」の教育を深く実践できる教員の養成を担うことが大いに期待できる。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	教職センター委員会
目 的：	教職課程の質向上及び円滑な運営のため
責 任 者：	教職センター長
構成員（役職・人数）：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職センター長 ・ 教職センター員のうち、センター長が指名する者 2人以内 ・ 各学部及び教養教育研究院から選出された専任の教職員各1人（全学計10人） ・ 教学部長及び教務センター課長
運営方法：	<p>1 議長は、センター長が務める。</p> <p>2 委員会は、定例及び臨時とし、定例委員会は、原則として年3回開くものとする。</p> <p>3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の教育職員を出席させることができる。</p> <p>4 委員会は、各学部から各1人の委員又は代理人の出席をもって成立する。</p> <p>（審議事項）</p> <p>委員会は、次に掲げる事項について審議し、関係機関の協力調整を図るものとする。</p> <p>(1) 以下の業務に関する事項。</p> <p>教員養成に関すること、教員採用試験支援に関すること、現職教員の研修等に関すること、各種申請・委員会・規程に関すること、教職課程の自己点検・評価に関すること、その他教職センターの目的達成に必要なこと。</p> <p>(2) 学長が諮問する事項</p> <p>(3) 教職センターの運営に関して必要となる事項</p>

②

組織名称：	教職センター
目 的：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の建学の精神・教育理念にのっとり、義務教育学校及び高等学校の教員を継続的に養成・輩出することのできる仕組を構築し、適正かつ良質な教職課程の運営を安定的・効果的に行うこと。 ・ 現職教員が教職生活全体にわたって学びを継続する意欲を持ち続けるための仕組を構築し、学ぶ機会を提供すること。 ・ 教員養成の運営全般に関する全学的な調整を行うこと。
責 任 者：	教職センター長
構成員（役職・人数）：	<ul style="list-style-type: none"> ・ センター長は、専任の大学教員職のうちから、学長の推薦により、理事長が任命する。 ・ 「各教科に共通する教職専門科目」を担当する専任の大学教員 4人 ・ 「教科教育法又は教科専門科目」を担当する専任の大学教員 4人 ・ 教務センターに所属する行政職員

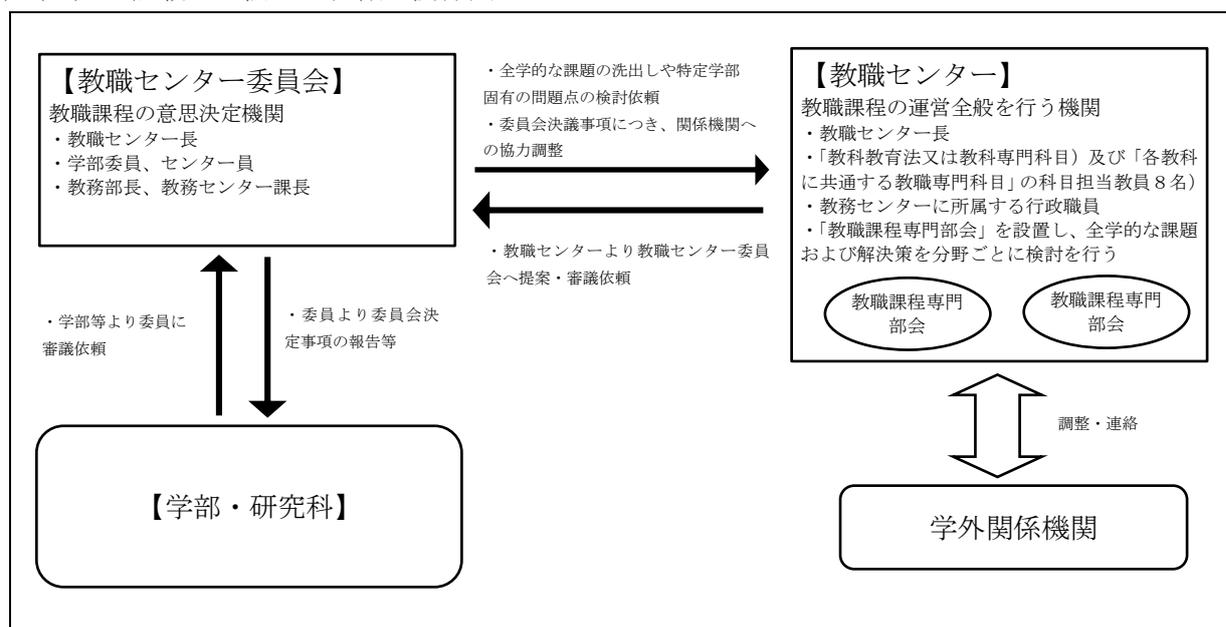
様式第7号イ

<p>運営方法：</p> <p>教職課程をより良いものにするための課題提言や改善提案を教職センター委員会に対し行う。議論の結果、改善策等が生まれた場合は、教職センター長より教職センター委員会に提案・審議依頼を行う。また教職センター委員会より、全学的な課題の洗出しや特定学部固有の問題点の検討依頼、委員会決議事項に基づいた関係機関への協力調整等が依頼される場合もある。主な審議事項は以下の内容とし、概ね2か月に1回ほどのペースで行われる。</p> <p>(審議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教員養成に関すること。 (2) 教員採用試験支援に関すること。 (3) 現職教員の研修等に関すること。 (4) 各種申請・委員会・規程に関すること。 (5) 教職課程の自己点検・評価に関すること。 (6) その他、教職センターの目的達成に必要なこと。

③

組織名称： 教職課程専門部会
目的： 教職課程の各課題や改善事項等をより具体的かつ効率的に対処するため
責任者： 教職センター長
構成員(役職・人数)： 教職センター員のうち、センター長が指名する者(必要に応じて、センター員以外の者を専門部会に加えることもある。)
<p>運営方法：</p> <p>教職課程の各課題や改善事項等をより具体的かつ効率的に対処するために、より専門的なメンバーにて運営される専門部会。教職センター委員会の審議を経て、教職センター長の指名のもと専門部会が設置される。取り扱う案件により、開催頻度は異なるが、より円滑な対応を求められるため、短期間に多くの頻度で開催される。</p>

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



様式第7号イ

Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

名古屋市教育委員会および豊田市教育委員会との相互連携に関する協定を取り交わしており、学校現場が必要とする専門的知識を提供するような講義・講演（出前授業等）の提案や、本学教職課程履修者に向けた学校現場経験者による講演会を実施いただいている。また、愛知県、名古屋市、岐阜県、静岡県、浜松市、三重県等の教育委員会が本学で開催する教員採用試験説明会を通じ、教育委員会職員と定期的に情報交換および教育現場での意見聴取等を行っている。さらに、愛知県教育委員会が主催する情報交換会に参加し、愛知県下の教育委員会と情報交換を行っている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称：	中京大学と名古屋市教育委員会との相互連携（名古屋市教育委員会）
連携先との調整方法：	必要に応じて、本学と名古屋市教育委員会が協議を行う。
具体的な内容：	本学と名古屋市教育委員会は、平成26年4月30日に各々が実施する教育活動の目的と特色等に鑑み、将来にわたる緊密な連携を図るべく相互連携に関する協定を締結した。名古屋市教育委員会と大学全体との包括協定は初めてである。主な内容は、小中学校における体育実技の補助や部活動などの指導を行う。また、名古屋市教育委員会からは、本学が掲げる「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づく取り組みへの協力である。

②

取組名称：	中京大学と豊田市教育委員会との相互連携（豊田市教育委員会）
連携先との調整方法：	必要に応じて、本学と豊田市教育委員会が協議を行う。
具体的な内容：	本学と豊田市教育委員会は、平成28年3月31日に各々が実施する教育活動の目的と特色等に鑑み、将来にわたる緊密な連携を図るべく相互連携に関する協定を締結した。豊田市とは他大学を含めた包括連携もされているが、教育委員会との協定を別に行っており、より具体的な連携が可能となっている。主な内容は、小中学校における体育実技の補助や部活動などの指導、大学講義へのゲストスピーカー招聘や教育委員会で行う研修への大学教員の派遣、協働による教育研究および授業研究等である。

③

取組名称：	なごや教職インターンシップ（名古屋市教育委員会）
連携先との調整方法：	年度初めの連絡会にて情報交換を行う。
具体的な内容：	小学校および中学校にて学級担任補助、教科指導補助、放課時の集団遊びや、学校行事に参加し教師のアシスタント的な活動をする。原則通年、週1回以上（1回は2時間以上）参加。教職課程履修者のうち希望者が参加。

④

取組名称：	大学生ボランティア派遣事業（名古屋市教育委員会）
連携先との調整方法：	必要時に適宜、大学担当者から教育委員会に連絡し調整を行っている。

様式第7号イ

<p>具体的な内容： 名古屋市内小学校および中学校の体力アップ推進校を中心として、体育授業において専門性を生かした指導教員の補助を行い、体育授業の充実を図る。9月から1月までの小中学校授業時限にて実施、1回2時間以上活動する。大学が推薦する学生が参加。</p>
--

⑤

<p>取組名称： トワイライトスクール・トワイライトルーム（名古屋市教育委員会）</p>
<p>連携先の調整方法： 必要時に適宜、大学担当者から教育委員会に連絡し調整を行っている。</p>
<p>具体的な内容： 小学校にて放課後から18時まで児童と一緒に勉強、工作、遊びなどの補助をする活動を行う。月1～2回、2時間程度活動する。教職課程履修者のうち希望者が参加。</p>

⑥

<p>取組名称： 豊田市教育センターTT ネット（豊田市教育センター）</p>
<p>連携先の調整方法： 必要時に適宜、大学担当者から豊田市教育センターに連絡し調整を行っている。</p>
<p>具体的な内容： 豊田市の小学校、中学校および特別支援学校にて学習の補助、部活動補助、学校行事や環境整備の補助を行う。原則通年、活動可能時間を申請し参加する。教職課程履修者のうち希望者が参加。</p>

Ⅲ. 教職指導の状況

本学には名古屋および豊田の2キャンパスがあり、どちらにも教職課程履修者が在籍しているため、両キャンパスで同等の支援を行っている。教職センターが中心となり教職課程の質向上や各種課題改善を検討し、各学部の指導体制強化を図っている。また全学的な教員採用試験支援として教職センターが教学面とは異なる取り組みを展開している。学生の教員免許取得支援をするだけでなく、教員採用試験合格に向けた対策も実施している。各種ガイダンス（課程履修説明だけでなく学校ボランティア斡旋、教員採用試験受験に向けた情報提供等）、筆記試験対策講座、人物評価試験対策を中心とした支援を行い、卒業までに30以上のイベントを準備している。また、卒業生に対してもフォローアップとして学校現場を訪問し、卒業生激励とともに学校と情報交換を行い、以降の指導にも生かしている。

名古屋キャンパスには「教職自習室」「教職演習室」を設置し教学サイドから学生の利用の便を図っている。豊田キャンパスではスポーツ科学部研究棟、現代社会学部研究棟に教職志望学生の集うスペースを設置し、教員を目指す学生の支援および情報交換の場を提供している。その他、文学部では教育実習記録誌「みかん」、法学部では「大宗師」、スポーツ科学部でも教育実習記録誌を毎年、発行している。